

令和7年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

2番	松崎	博	7番	水島	寿徳
3番	関山	美智子	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

1番	野谷	和雄	9番	鈴木	透
8番	内山	昌代			

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番	中村	隆一	2番	松崎	博
-----	----	----	----	----	---

8 議案

第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案  
について

## 会議の状況

### 【議長】

おはようございます。今年初めての総会です。早速始めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは令和7年度、第10回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、11番中村委員、2番松崎委員にお願いします。

続きまして、日程第3の議事に入ります。議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

— 議案第9号朗読 —

### 【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いたします。

### 【委員】

No. 1からNo. 2について報告いたします。

12月9日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川勾の古大門に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は1,987㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われま。

皆さんよろしくお願いたします。

### 【議長】

続きまして山西地区の報告について、こちらも野谷茂委員、よろしくお願いたします。

### 【委員】

No. 3からNo. 4について報告いたします。

12月9日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の石坂に位置する農業振興地域の農地4筆で、面積の合計は

1, 320㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われま  
す。  
以上です。

#### 【議長】

ありがとうございました。続きましてNo. 5からNo. 6につきましては、一色地区  
の井上委員、よろしくお願ひします。

#### 【委員】

No. 5からNo. 6について報告いたします。

12月11日に借受予定者立会いのもと、一色地区農業委員3名及び事務局で対象農地  
を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の若宮に位置する農業振興地域及び農用地区域の農地9筆で、  
面積の合計は3,663㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、営農計画などについて  
聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われま  
す。  
以上です。

#### 【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をよろしくお願ひします。

#### 【事務局】

議案第9号について補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者  
から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第9号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 1については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっ  
ており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 2については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、  
5ページから9ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を10ペー  
ジに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに5年間更  
新するものとなっております。

続いてNo. 3については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっ  
ており、11ページから14ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 4については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、15  
ページから19ページに賃借権及び使用貸借による権利の設定関係資料を添付し、位置  
図を20ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

No. 5については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、21ページから25ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 6については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、26ページから31ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を32ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

いずれも借主が耕作する農地については農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

#### 【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時45分閉会